

令和5年度
第2回
定期監査報告書

(青梅市立学校)

第二小学校
霞台小学校
友田小学校
第二中学校
泉中学校

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象

青梅市立学校（第二小学校、霞台小学校、友田小学校、第二中学校および泉中学校）

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日（出納整理期間を含む。）までに執行された財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和5年8月4日から令和5年10月26日まで

説明の聴取 令和5年10月12日

6 監査の実施内容

主に次の事項について、監査の対象校から提出された関係諸帳簿および関係書類の審査、各学校での実査ならびに学校職員からの説明聴取の方法により、青梅市監査基準に準拠して監査を実施した。

- (1) 予算の執行状況について
- (2) 備品の購入および管理状況について
- (3) 現金および預金の管理状況について
- (4) 郵券類の管理状況について
- (5) 公印の管理状況について

- (6) 個人情報の管理状況について
- (7) 実験・実習用薬品類の管理状況について
- (8) 学校徴収金の管理状況について
- (9) その他学校教育活動全般について

第2 監査の結果

各学校所管の財務に関する事務およびその他の事務については、提出された関係諸帳簿および関係書類の審査、各学校での実査ならびに学校職員からの説明聴取により監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。

1 予算の執行状況（令和4年度決算）

青梅市立第二小学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	19,930,764	19,844,506	99.57
	01 教育総務費	697,082	696,868	99.97
	02 学務費	41,000	40,964	99.91
	04 教育指導費	656,082	655,904	99.97
	03 小学校費	19,233,682	19,147,638	99.55
	01 小学校総務費	13,170,593	13,137,280	99.75
	02 小学校学務費	113,000	112,618	99.66
	03 小学校特別支援教育費	1,010,509	1,004,475	99.40
	04 小学校指導費	4,939,580	4,893,265	99.06

青梅市立霞台小学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	9,362,222	9,297,381	99.31
	01 教育総務費	185,346	185,206	99.92
	02 学務費	41,000	40,860	99.66
	04 教育指導費	144,346	144,346	100.00
	03 小学校費	9,176,876	9,112,175	99.30
	01 小学校総務費	5,288,284	5,253,787	99.35
	02 小学校学務費	88,000	87,705	99.67
	03 小学校特別支援教育費	242,720	242,681	99.98
	04 小学校指導費	3,557,872	3,528,002	99.16

青梅市立友田小学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	7,497,447	7,286,653	97.19
	01 教育総務費	182,101	182,028	99.96
	02 学務費	26,000	25,927	99.72
	04 教育指導費	156,101	156,101	100.00
	03 小学校費	7,315,346	7,104,625	97.12
	01 小学校総務費	5,079,625	4,890,356	96.27
	02 小学校学務費	60,000	56,749	94.58
	03 小学校特別支援教育費	213,341	209,220	98.07
	04 小学校指導費	1,962,380	1,948,300	99.28

青梅市立第二中学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	15,326,781	14,906,074	97.26
	01 教育総務費	616,012	605,871	98.35
	04 教育指導費	616,012	605,871	98.35
	03 中学校費	14,710,769	14,300,203	97.21
	01 中学校総務費	7,095,880	6,955,405	98.02
	02 中学校学務費	113,000	106,906	94.61
	03 中学校特別支援教育費	750,283	736,210	98.12
	04 中学校指導費	6,751,606	6,501,682	96.30

青梅市立泉中学校

(単位:円、%)

科目		予算現額	支出済額	執行率
款	項目			
10	教育費	14,709,689	14,482,961	98.46
	01 教育総務費	224,460	193,043	86.00
	04 教育指導費	224,460	193,043	86.00
	03 中学校費	14,485,229	14,289,918	98.65
	01 中学校総務費	6,946,546	6,861,669	98.78
	02 中学校学務費	108,000	96,721	89.56
	03 中学校特別支援教育費	1,061,560	1,013,182	95.44
	04 中学校指導費	6,369,123	6,318,346	99.20

2 要望事項等

(1) 郵券の管理について

郵券の管理については、受払簿を備え、在庫数を随時確認するなど、おおむね適切に行われていた。

しかし、一部の学校では、在庫があるにもかかわらず、配当された予算を全て執行し、結果として多くの在庫が次年度に繰り越されていた。

予算の執行に当たっては、特別な理由がある場合を除き、必要と

なる数量以上の郵券を購入することは適切ではない。

在庫を考慮した郵券の購入計画を策定し、適正に執行するよう要望する。

また、校長および副校長においては、定期的に受払簿を確認しておくなど、適正な管理にも努められたい。

(2) 不登校対策について

不登校児童生徒の人数は増加傾向にあり、多くの学校において出現率が上がり、教育現場における深刻な問題となっている。

各学校では定期的に会議を開催し、情報共有するとともに、児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るなど、不登校の予兆を注意深く見守り、早期発見、早期対応に努めている。

また、教育委員会においても、教育法務相談員を配置し、相談体制を充実させるとともに、教育支援センター（ふれあい学級）での指導、スクールソーシャルワーカーによる訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒への支援を行っている。

引き続き、多岐にわたる不登校対策に取り組むとともに、フリースクールなど様々な関係機関と積極的に連携し、サポート体制の強化、学習環境の質の向上に努め、誰一人取り残されることなく、社会的に自立することができる環境づくりを推進されたい。

(3) 個人情報管理について

各学校で保有する個人情報については、施錠されたキャビネット等で保管するとともに、外部へ持ち出す場合は、申請と承認を求めるとともに、適切に管理されていた。

また、定期的に研修を実施し、情報管理に関する理解、習得に努めている。

しかしながら、令和5年5月、教育委員会から、市内小学校において個人情報が記載された書類の誤廃棄があったと報告されている。

各校長においては、全教職員、関係者等への指導を徹底し、個人情報の適正な管理に努められたい。

(4) 実験・実習用薬品類の保管および管理について

薬品類については、医薬用外毒物劇物危害防止規定（以下「規定」という。）にもとづき、施錠された保管庫内で管理され、管理責任者

を指定し、定期的に管理簿と在庫との確認が行われていた。また、薬品類の取扱いについても、児童生徒へ適切に指導されていた。

しかし、一部の学校において、保管庫内の薬品容器の転倒防止措置が施されていない学校や、管理簿に薬品の使用記録がない学校があった。

保健衛生上の危害を未然に防止するため、規定に則した適正な管理を徹底されたい。

なお、現在、教育委員会において、全校共通の「小・中学校における医薬用外毒物劇物事故防止マニュアル」を作成中とのことである。

各学校においては、現行の管理手順を評価し、より良い方向に改善されるよう取り組まれない。

(5) 学校徴収金について

学校徴収金の管理については、教育委員会において定期的に点検を実施し、継続的な改善に努めていることは高く評価するところである。

引き続き、適正かつ効率的な運営と会計事故の未然防止を図るため、青梅市立学校の学校徴収金事務取扱規程（以下「規程」という。）にもとづき適正に執行されたい。

なお、今回監査を実施した中で、特に留意すべき点について、以下のとおり要望する。

ア 一部の学校において、修学旅行、移動教室等にかかる契約を行う際に、規程で定める業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置せず、業者を選定していた。

規程で定める契約に当たっては、委員会を設置し、適正に手続されたい。

イ 学校徴収金で執行するアルバム作成に関して、一部の学校では、「入学から卒業時までの一貫した画像管理が必要」などの理由から、業者の比較、選定を行わず、長期間同じ業者へ発注していた。

アルバム作成費用は、作成冊数により高額になるケースもあり、保護者負担も考慮する必要がある。委員会で、複数の者からの見積内容および成果物の品質をよく検討した上で、公正に業者を選

定されたい。

ウ 学校徴収金の集金方法については、多くの学校で口座振替が行われているが、一部の学校では金融機関の協力が得られず、現金で集金している。

効率的な徴収事務と現金取扱いリスクの軽減を図るため、早急に口座振替にすることが望ましい。

教育委員会においても、学校と連携、協力して、金融機関と粘り強く協議されたい。

エ 学校徴収金の滞納者に対しては、手紙や電話で督促を行い、支払に応じない場合は面談を行うなど、様々な方法で徴収に努めている。

全ての学校に共通した課題であるが、徴収が極めて困難で時間を要する場合は、教育委員会と協議の上、学校給食費の徴収方法を参考にするなど、効率的に徴収事務が進むよう検討されたい。